

基準 3 2 排煙設備の設置及び維持に関する基準

特例適用の運用基準

令第 3 2 条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- 1 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の床又は壁で区画され、かつ、開口部には自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸を設けた部分で、次に該当するものは、排煙設備を設置しないことができる。
 - (1) 区画内の壁及び天井の室内に面する部分（廻り縁、窓台その他これらに類するものを除く。）の仕上げを準不燃材料とし、かつ、区画された部分の床面積が 5 0 m²（スプリンクラー設備が令第 1 2 条の規定に基づき設置されている場合は、1 0 0 m²）以下のもの。ただし、室と廊下、ホール等をつなぐ前室的空間は 1 5 m²以下のものに限る。
 - (2) 機械換気設備の機械室、冷凍機械室、エレベーター機械室、その他これらに類する場所で、床面積が 1 0 0 m²以下のもの
 - (3) 非常用エレベーターの乗降ロビー以外のエレベーターホールで、床面積が 5 0 m²以下のもの
 - (4) 基準 3 7 の規定の例による非常電源を附置した換気設備を設けた発電機室、変電室その他これらに類する場所
- 2 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の床又は壁で区画され、かつ、開口部には特定防火設備である防火戸を設けた冷蔵室、冷凍室、金庫室その他これらに類する場所には排煙設備を設置しないことができる。
- 3 不燃材料の床又は壁で区画され、かつ、開口部には不燃材料の扉を設けた冷蔵室又は冷凍室その他これらに類する場所で、床面積が 5 0 m²以下のものには、排煙設備を設置しないことができる。
- 4 浴室、便所、風除室、受水槽室その他これらに類する場所には、排煙設備を設置しないことができる。
- 5 階段の部分、昇降機の昇降路の部分、パイプダクトその他これらに類する部分には、排煙設備を設置しないことができる。